

2025. 12. 17

## 児童手当の物価スライド導入は可能か

～補正予算における、その場限り給付からそろそろ脱却を～



経済調査部 エコノミスト

前田 和孝

### ポイント

- 夫婦共働き・子ども2人世帯の今年の物価上昇による負担増額は約11万円/年。「物価高対応子育て応援手当」で子ども1人当たり2万円が支給されれば、負担増の4割弱がカバーされる計算
- ただ、補正予算での給付は、そのときの政治的判断に左右されやすい。インフレ時に子育て世帯が支出の見通しを立てやすくなるという点で、児童手当を物価スライドにする方が物価高対策として理に適う
- デフレ時の対応など課題も残るが、毎年、住民税非課税世帯か子育て世帯のどちらかに給付するといった状況から脱却し、恒久的な仕組みで児童手当の実質価値を維持する方向に舵を切るべき

### 1. 共働き・子ども2人世帯の負担増は年11万円

11月に閣議決定した経済対策を裏付ける2025年度補正予算が12月16日に成立した。いくつかの物価高対策が含まれ、そのなかには「物価高対応子育て応援手当（以下、応援手当）」として2025年9月末時点で児童手当が支給されている1,780万人を対象に、1人当たり一律2万円を支給することが盛り込まれている。

(図表1) 夫婦共働き・子ども2人世帯の物価上昇による負担増 試算

項目	消費支出額※ (2024年,月平均)	物価上昇率※ (2025年)	物価上昇による負担の変化
食料費	94,628	6.7%	+6,354
住居費	13,711	0.9%	+126
光熱・水道費	21,911	2.8%	+617
家具・家事用品費	12,861	2.9%	+373
被服及び履物費	15,163	2.6%	+389
保健医療費	12,822	1.5%	+188
交通・通信費	53,849	2.8%	+1,516
教育費	38,702	▲4.5%	-1,733
教養娯楽費	36,098	2.5%	+901
その他の消費支出	49,349	1.1%	+538
計(①)			+9,267

※物価上昇率(前年比)は1-10月は実績、11-12月は当研究所予測

※「その他の消費支出」の物価上昇率は諸雑費で代替

※世帯主は60歳未満

児童手当は、2024年10月から所得制限が撤廃され、かつ高校生年代も対象になった。支給額は、3歳未満の場合には1人当たり月額1.5万円、3歳以上は1万円となっている。第3子以降については、これまでの一律1.5万円から3万円に増額されるなど、子育て支援のなかで重要な位置を占めている。

2025年1-10月期の消費者物価指数(総合CPI)は前年同期比+3.3%となっており、主要項目別では、食料費を筆頭に、水道・光熱費、家具・家事用品費などで高い伸びが続いている。

家計調査で、今年の物価上昇による負担増

年間の負担増 (①×12ヵ月)

**+111,209**

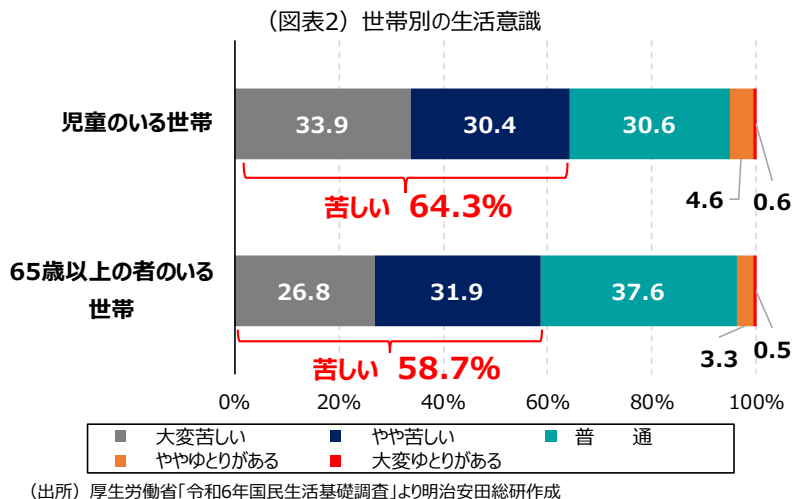
(出所) 総務省「家計調査」より明治安田総研作成

単位: 円

額を試算すると、夫婦共働き・子ども2人世帯<sup>1</sup>では約11.1万円/年となる（図表1）。応援手当の支給時期は未定とのことだが、1人当たり2万円、計4万円が支給されれば、負担増の4割弱がカバーされる計算になる。

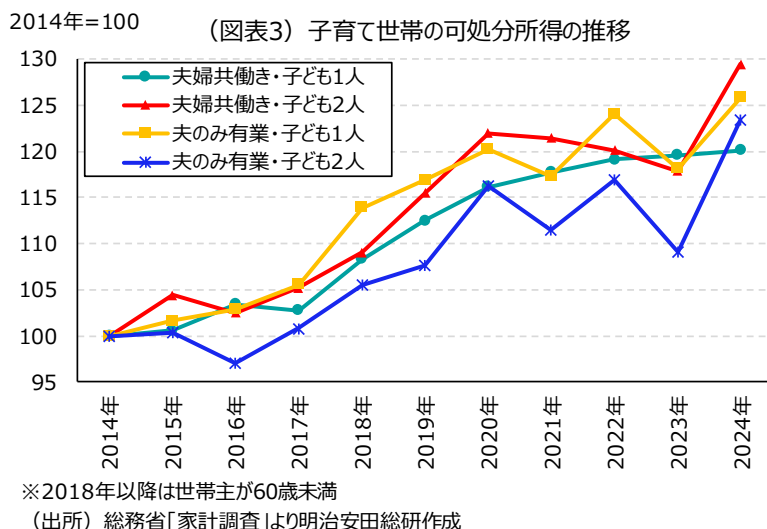
政府は、物価高に対する低所得者支援として、これまで住民税非課税世帯への給付を2021年から4年連続で実施してきた。国民生活基礎調査（令和4年）によれば、住民税非課税世帯は65歳以上が74.7%を占める。近年は、物価高に加え、税・社会保険料による負担感が現役世代を中心に高まっており、住民税非課税世帯への給付は、相対的に金融資産を多く持つ高齢者を優遇しているとの批判が上がっていた。

国民生活基礎調査（令和6年）における世帯別の生活意識を見ても、生活が「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した割合は、65歳以上の者のいる世帯の58.7%に対し、児童のいる世帯は64.3%となっており、高齢者世帯より子育て世帯の方がやや多い状況となっている（図表2）。こうした背景などから、今回の補正予算では支給対象として子育て世帯が選ばれたものと思われる。



## 2. それでも物価高対策としての子育て世帯給付には違和感

一方、子育て世帯は児童手当に限らず、ほかの政策の恩恵も受けている。例えば、就学支援金の所得制限が撤廃され、公立高校に関しては、今年4月から授業料無償化が全世界帯で実施されている<sup>2</sup>。その結果、CPIの教育費は主要項目のなかで唯一前年比マイナスとなっている（前掲図表1）。加えて、近年の賃金上昇により、可処分所得も増加傾向で推移している（図表3）。また、高齢夫婦無職世帯<sup>3</sup>の今年の物価高による負担増額は約10.4万円と試算され、世帯人員1人当たりで見れば、前述の夫婦共働き・子ども2人世帯よりも大きい。そのため、物価高対策を名目に子育て世帯のみを給付対象とすることに対しては疑問符が付く。その分の財源を電気・ガス料金負担軽減支援事業のような、全世界帯が物価引き下げの効果を享受できる施策に回す方が公平性の観点から望ましいように思われる。



## 3. 児童手当には物価スライドの仕組みがない

そもそも補正予算でスポット的に給付する場合、政治的判断に左右されやすく、一時的なバラマキとしての性

<sup>1</sup> 18歳未満人員は平均1.8人となっており、すべてではないものの概ね児童手当支給対象世帯と考えられる

<sup>2</sup> 私立高校については2026年度より実施予定

<sup>3</sup> 夫65歳以上、妻60歳以上で構成する夫婦一組の世帯

(図表4) 現金による社会保障給付の分類

	公的年金（老齢年金）	児童手当	児童扶養手当
対象者	原則65歳以降で一定期間年金保険料を納めた人	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している人	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等
目的	老後の所得保障	子育てにかかる費用の一部補填と子どもの生活保障	ひとり親家庭等の生活の安定と自立、および児童の福祉の促進
受給者数	7,747万人 ※令和5年度末時点	対象児童1,780万人 ※令和7年9月末時点	79万人 ※令和6年3月時点
支給額	147,360円 ※厚生年金保険受給者平均、令和5年度末時点	・3歳未満1.5万円/月 ・3歳以上高校生年代まで1.0万円/月 ・第3子以降は一律3.0万円/月 ※令和6年10月～	全部支給46,690円 一部支給11,010円～46,680円 ※児童2人目以降につき加算あり、令和7年4月～
物価・賃金スライド	有	無	有
所得制限	無	無	有
備考	67歳までは賃金スライド、68歳以降は賃金・物価の低い方にスライド。さらに、マクロ経済スライドによる調整あり	令和6年10月より所得制限撤廃、支給期間を高校生年代までに延長、第3子以降の支給額を3.0万円に増額	消費者物価指数の変動に応じて、手当額を改定する「物価スライド制」を平成29年4月より導入

(出所) 厚生労働省、子ども家庭庁公表資料等より明治安田総研作成

格が強くなる。子育て世帯の経済的不安の軽減のみならず、支出の見通しを立てやすくするという点では、ルールベースで自動的に調整する物価スライドなどの導入の方が理に適う。

児童手当に似た現金による社会保障給付には、すでに物価・賃金スライドが組み込まれているものもある(図表4)。例えば、公的年金は物価や賃金の変動に合わせて毎年支給額を調整している。制度の持続可能性を高めるため、マクロ経済スライドによる目減りはあるが、物価・賃金の変動にある程度は対応できている。2025年度の改定を例にとると、2024年の物価変動率+2.7%に対して、年金改定率は+1.9%となっている<sup>4</sup>。また、ひとり親家庭等の生活の安定・自立などのために支給される児童扶養手当も2017年4月から物価スライド制を導入している。一方、児童手当には現時点でこうした仕組みはない。そのため、物価が上昇すれば、その分だけ価値は下落してしまう。

(図表5) 物価スライド導入による児童手当の支給額例

## ● 2024年の物価変動率+2.7%で改定する場合…

ケース① 3歳以上の子ども2人

物価スライド導入前の支給額：240,000円/年

物価スライド導入後の支給額：246,480円/年 (+6,480円)

ケース② 3歳未満の子ども1人と3歳以上の子ども1人

物価スライド導入前の支給額：300,000円/年

物価スライド導入後の支給額：308,100円/年 (+8,100円)

ケース③ 3歳未満の子ども1人と3歳以上の子ども2人

物価スライド導入前の支給額：600,000円/年

物価スライド導入後の支給額：616,200円/年 (+16,200円)

ケース④ 3歳未満の子ども2人と3歳以上の子ども1人

物価スライド導入前の支給額：660,000円/年

物価スライド導入後の支給額：677,820円/年 (+17,820円)

導入に伴う単年度の予算額の増加 **約711億円**

※予算額の試算の前提：1～18歳の人口は総務省「人口推計」の2024年10月1日時点を使用。0歳人口は、厚生労働省「人口動態統計月報（概数）」より、第3子以上の数について、2010、2015、2020～2023年生まれば厚生労働省「人口動態統計」の実績を使用。2006～2009年生まれば「人口動態統計」の2005年と2010年における総出生数に占める第3子以上の割合の平均、2011～2014年生まれば2010年と2015年の割合の平均、2016～2019年生まれば2015年と2020年の割合の平均を用いて算出。2024年生まれば2023年の総出生数に占める第3子以上の割合を用いた

※3歳以上の子どもは高校生年代まで

(出所) 厚生労働省、総務省公表資料等より明治安田総研作成

## 4. 児童手当に物価スライドを導入した際の試算例

仮に2024年の物価変動率に合わせて、児童手当の支給額を改定する物価スライドを導入した場合、例えば、3歳以上の子ども2人がいる家計では年間6,480円、3歳未満の子ども2人と3歳以上の子ども1人がいる家計では年間17,820円支給額が増える(図表5)。補正予算で支給される応援手当と比べるとインパクトは小さいが、物価上昇に応じた最低限の実質価値は保障される。また、物価スライドに伴う予算額の増分を試算すると、約711億となる。消費税換算で0.03%分のため、単年度で見れば財政負担は大きくはない。

確かにインフレが続けば財政負担は増し、児童手当の予算が膨張することで、その他の保育・教育サービスの財政を圧迫する可能性はある。また、児童手当には子どもの生活安定という側面もあるため、デフレ時に名目額を下げることに對しては反発が起こるだろ

<sup>4</sup> 2025年度改定においては、2024年の物価変動率(+2.7%) > 直近3年度平均の名目賃金変動率(+2.3%)だったため、年金支給額はルールに基づき名目賃金変動率を用いて算出。具体的には、名目賃金変動率(+2.3%)にマクロ経済スライドによる調整分(▲0.4%)を引いている

う。このあたりは政府にも丁寧な説明が求められる。加えて、学用品やオムツなどの子ども用品や、習い事代といった子育て関連のコストと全体の消費者物価との上昇率に乖離がある場合、物価スライドを導入しても生活実感とズレが生じることが考えられ、どの項目にスライドさせるかも検討の余地がある。

## 5. 恒久的な仕組みで児童手当の実質価値を維持する方向に舵を切るべき

こうした様々な課題は残るものの、毎年実施されるかどうか不透明な補正予算での給付よりも物価スライドの方が望ましいと考える。困窮世帯を対象を絞ってピンポイントで手厚く支援できるのが、本来的には補正予算における給付のメリットと考えられるが、日本では正確な所得・資産の把握に基づく給付ができないことが課題であり続けている。この結果、毎年、住民税非課税世帯か子育て世帯どちらに給付するかといった二者択一のような状況が生じており、支援が必要のない人にも給付が届く形になっている。これに対しては検討が始まったとされる給付付き税額控除の制度設計が待たれるところである。ただ、現行制度を前提にすれば、児童手当の物価スライドを導入した方が、物価上昇への耐性を持つ公的年金が生活の基盤である人が多い住民税非課税世帯と、こうした社会保障給付を持たない子育て世帯との間で生じる世代間対立も起きにくく、かつ子育て世帯の安心感や、支出の予見可能性も高まる。こうした点も踏まえ、恒久的な仕組みでもって児童手当の実質価値を維持する方向に舵を切るべきだろう。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝

電話番号：080-2298-8278

e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411